

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たる翌日)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十五号）の施行期日は、昭和四十八年十二月一日とする。

目 次

◆規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◆告 示

農業災害補償法による立木の伐採につき許可すべき皆伐面
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第六十八号

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表の第一種県営住宅の表中

〔面影第六 九、五九〇円〕

を

鳥取県規則第六十七号

影第六
一〇、三七〇円

に改める。

福 一面

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第九百六十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八百八十五号）第八十五条の三第一項の規定に基づき、市町村の共済事業を認可したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月一日

鳥取県知事
石
破
二
朗

市町村名	共済事業の実施区域	移譲の申出を行つた農業共済組合の名称
日吉津村	日吉津村の全区域	
		日吉津村農業共済組合

鳥取県告示第九百六十一号

昭和四十八年十二月一日

鳥取県知事
石
破
二
朗

保安林の種類		場所 同一の単位とされる保安林の所在	水源かん養保安林		千害防備保安林		林土砂流出防備保安	
市郡名	町村名		大字名	字名	皆伐面積	限度積	伐面積	度積
高鳥取	岩美	八頭	高氣岩美	八頭	鳥取	"	"	"
鹿青	福國	河原郡	河原郡	用	"	"	"	"
野谷	高部	府美家原	原家	瀬	船	佐智	若櫻	八頭地区
高	高	原	原	赤波	水口	殿		一六五四・三六
				池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山		八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域
五九二	五一〇	四六〇	四〇	八六〇	七〇	一八〇	八八〇	一八一
八〇	八〇	五七〇	三〇	八八〇	八〇	一六〇	九二	明見谷東平
鹿青	鹿青	福國	河原郡	鳥取	赤波	喜才谷山	佐治	喜才谷山
野谷	高取	高部	府美家原	鳥取地区	池ノ内下平	佐治	若櫻	若櫻

岩美	鳥取	氣高	倉吉	東伯	倉吉	東伯	千害防備保安林	水源かん養保安林	土砂流出防備保安	林	土砂流出防備保安	林	水源かん養保安林	千害防備保安林	
岩美	鹿野	東	三	閏	東	東	倉吉	東伯	西伯	日野	米子	東伯	千害防備保安林	水源かん養保安林	
岩美	野	東	東	大	溝口	岸会大中	東伯	西伯	西伯	日野	米子	東伯	千害防備保安林	水源かん養保安林	
岩美	長谷	水谷	志津	栗尾	大原	宮内	大谷	楓下	金屋	杉地	本見山山	伯榮鄉	伯榮鄉	千害防備保安林	水源かん養保安林

四・二六	長	一五・八二	高	路	谷
一・〇二	水	三三七・五六	倉吉地区	吉	谷
三四・〇三	倉	三四・〇三	倉	吉	谷
四五・六六	東	四五・六六	東	鄉	本
三三・八三	東	一七・七三	志	朝	見
一四・八〇	東	一・七六	栗	金	山
一・三〇	閔	○・三〇	宮	伯	山
○・〇四	志	○・六六	大	津	山
○・六五	栗	○・六六	大	尾	本
○・七八	宮	○・七八	下	原	見
○・七六	大	○・七六	屋	内	岸
杉	大	楓	地	谷	会
金	大	宮	原	内	中
櫻	大	大	尾	谷	大
大	大	大	伯	路	六
六	六	六	津	谷	六
六	六	六	尾	谷	八
四	四	四	原	吉	三
一	一	一	内	鄉	三
三	三	三	谷	朝	三
二	二	二	地	金	二
一	一	一	原	伯	一
岸	岸	岸	尾	津	岸
會	會	會	伯	谷	會
大	大	大	津	路	大
中	中	中	尾	谷	中
米子地区					地区
五七七・九九					地区